負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

②　受注者が上記①の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

⒀　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

⒁　電子入札について

①　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合は、承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札システムに係わる運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。（東北農政局ホームページ：https//www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）

⒂　施工体制確認のヒアリングの実施及び追加資料の提出　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合又は追加資料の記載内容が適正でない場合は、入札を無効とすることがある。

⒃　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自ら指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒄　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NAGAI Harunobu, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : A1—2 Main Canal Construction Work, Hatirougata agricultural irrigation and drainage project

⑷　Time limit for the submission of application forms : 11 : 30 AM, 21 May, 2026

⑸　Time limit for the submission of tenders and relevant documents for the qualification : 11 : 30 AM, 23 June, 2026

⑹　Contact point for tender documentation : Project Accounting Coordination Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3—3—1 Honcho Aoba-ku, Sendai city, Miyagi Prefecture 980—0014, Japan. TEL 022—263—1111 ex. 4227

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達案件の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年４月28日

契約担当職

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達一室長　松波　秀樹

◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08

○産総第13号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量

ウエハ無機洗浄装置　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年５月19日17時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先及び問い合わせ先　〒305—8561 茨城県つくば市東１－１－１　国立研究開発法人産業技術総合研究所　調達一室　入江　彩夏　電話050—3522—4142

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年４月28日から令和８年５月14日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会　実施しない。

5　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 24

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Wafer Inorganic Wet Cleaning System 1 Set